

## 令和2年第11回住田町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和2年12月11日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号  
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号  
地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 3 議案第3号  
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号  
令和2年度住田町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第5号  
令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第6号  
令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第7号  
令和2年度住田町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第8号  
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 請願審査報告  
請願第2号  
緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(12名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	菅野享一君
町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	佐々木光彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	横澤則子君
林政課長	千葉純也君	教育次長	伊藤豊彦君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 松田英明 係長 高橋京美

---

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和3年3月31日までに延長されることとなったことから、傷病手当の支給を始める日について、所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和2年12月31日までを、傷病手当の支給始める日が、令和2年1月1日から令和3年3月31日までと改正しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 一つお伺いいたします。

これはコロナウイルス感染症の発生も大きく関連してると思われますが、この傷病手当は

どういう場合に申請できるのかについて、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） この傷病手当は、新型コロナウイルス感染症に関して、その療養のため、仕事を休み事業者から給与が受けられなかった場合に、手当が支給されるものであります。対象者は当然ですが、国民健康保険の加入者で被用者で、かつ感染した方と、あるいは発熱の症状等があり、感染が疑われた方ということになります。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 今の答弁で被用者といいますと、雇われている方というふうに理解していいのかな。それで、そうすると国民健康保険には、事業者の方々も多く事業展開してる方々がありますが、そういう経営主は駄目だということなんですか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 国民健康保険に加入してて、被用者ですので、経営者ということにはならないと思われま。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第2号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住田町条例の関係する条例について、それぞれ一括して条例の一部を改正するものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。1ページ目を御覧ください。

改正条例第1条につきましては、住田町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正するものであり、附則第4項のうち、延滞金を計算する場合の基準金利の割合の名称が、特例基準割合から延滞金特例基準割合に変更になったものであります。

その名称の変更につきましては、改正前は特例基準割合を基準としていたものを、平均貸付割合を基準とするものに変更したことによる名称の変更であります。

以下、1ページ目の下段、改正条例、第2条道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、2ページ目、改正条例、第3条特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、2ページ下段、改正条例、第4条介護保険条例の一部を改正する条例、3ページ、改正条例、第5条住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様に延滞金計算の際の基準割合の名称変更に伴う改正となっております。

改正条例、附則第1項につきましては、施行期日を定めるもので、令和3年1月1日からの施行となっており、第2項につきましては、施行日までの課税の経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴うもので、内容につきましては、個人の所得税の見直しにより、住民税も同様に給与所得、年金所得等の所得控除額が、10万円引き下げられたことに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、納税者に不利益が生じないよう措置するための改正であります。

改正条文に沿って御説明いたします。1ページを御覧ください。

改正条例中、第23条第1号、国民健康保険税の減額については、第1号中、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、世帯主を除く被保険者についても、それぞれ10万円

を加算するための改正であります。

これは、住民税の給与等の収入から所得を算定するための給与所得控除額が、65万円から55万円に引き下げられ、公的年金等の所得控除額についても、65歳未満が70万円から60万円に、65歳以上の方について120万円から110万円に引き下げられたことから、従前と同額の収入を得た場合、所得額が10万円増えることから、基礎控除額を10万円引き上げることにより、納税者の負担が増えないよう、配慮するために改正するものであります。

同じく、1ページ下段から2ページ、第23条第2号及び第3号の改正につきましても、前号と同様に、軽減基準となる基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、世帯主を除く、被保険者の基準額に、それぞれ10万円を加算するものであります。

2ページ、附則第3項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、第23条の改正に伴う課税の特例を定めるもので、65歳以上の公的年金の受給者については、収入110万円を超えるものについては、125万円を超えるものに読み替えることにより、軽減基準が引き下げられるよう配慮するために、規定を設けたものであります。

附則第5項は、未利用土地を譲渡した場合の、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことによる、課税の特例を設けるための改正であります。

3ページ、附則第6項の短期譲渡所得の課税の特例の改正は、附則第5項の改正に伴い、規定を整備する必要があり、そのための改正であります。

改正条例、附則の第1項は、施行期日を定めるもので、令和3年1月1日からの適用とするものであります。

改正条例、附則の第2項は、適用区分を定めるもので、改正内容は令和3年度課税分の国民健康保険税から適用しようとするもので、令和2年度分については、改正前の条例を適用とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 2ページ目の5項の長期譲渡所得に係る特例の件で、お伺いいたします。

この中には、山林所得というふうに表示されておりますけども、この長期譲渡の中での土地の区分として、低未利用土地を譲渡したというものを取り上げるということではありますが、農地とか原野等の低未利用土地も対象になるのか、ここに記載されているとおり山林所得、山林だけになるのか、その辺確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 低未利用土地につきましては、林地ということではございませんで、全ての土地について低未利用土地を譲渡した場合に、その長期譲渡所得の特例を受けられるという制度が、新たに創設されたということがございます。これは、土地の利用等を促すための特例という形で、定められたものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回は、国保税の課税の特例ということで示されたんですけども、かつて農地等の未利用地について、農地中間管理機構に譲渡すると、固定資産税とか住民税の課税計算でも軽減になるというふうなことで、未利用地は農地中間管理機構に貸付けをするというふうなお世話をいただいた経過あるわけではありますが、そういった動きも実際あるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 中間管理機構への土地の譲渡等については、実績がないと記憶しています。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ、農地でも低未利用地は国保税の課税の特例として、譲渡した場合に対象になるということでもありますから、いずれ譲渡先の課税権限に結び付くことがあれば、そういった点を調査しながら、御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第4号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,010万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億1,974万3,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

歳入の12款分担金及び負担金54万5,000円の減は、地域情報通信基盤施設加入負担金75万1,000円の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料35万4,000円の減は、地域情報通信基盤施設使用料の減によるものであります。

14款国庫支出金241万5,000円の減は、教育研究開発事業委託金206万4,000円の減が主なものであります。

15 款県支出金 2,371 万 9,000 円の増は、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金 2,437 万 5,000 円の計上が主なものであります。

16 款財産収入 937 万 4,000 円の減は、町有林立木売払代金 901 万 2,000 円の減が主なものであります。

17 款寄附金 50 万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18 款繰入金 2,045 万 4,000 円の減は、財政調整基金繰入金 2,000 万円の減が主なものであります。

20 款諸収入 41 万 8,000 円の増は、地域情報通信基盤施設損害賠償金 44 万 8,000 円の増が主なものであります。

21 款町債 2,160 万円の減は、上有住地区公民館整備 740 万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページをお開き願います。

なお、詳細は 13 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3. 歳出を御覧ください。

1 款議会費 281 万 4,000 円の減は、費用弁償 209 万円の減が主なものであります。

2 款総務費 644 万 6,000 円の減は、地域情報通信基盤施設利活用アクションプラン策定業務委託料の減が主なものであります。

3 款民生費 2,498 万 3,000 円の増は、光熱費支援給付金 2,442 万円の増が主なものであります。

4 款衛生費 115 万 9,000 円の減は、職員人件費の減が主なものであります。

6 款農林業費 1,339 万 9,000 円の減は、町有林素材生産事業委託料の減が主なものであります。

7 款商工費 594 万 9,000 円の減は、起業奨励金 300 万円の減が主なものであります。

8 款土木費 416 万 4,000 円の減は、町営住宅新築工事管理業務委託料の減が主なものであります。

9 款消防費 217 万 4,000 円の減は、費用弁償 220 万 9,000 円の減が主なものであります。

10 款教育費 1,966 万 4,000 円の減は、上有住地区公民館整備に係る工事費等の減が主なものであります。

13款諸出金50万円の増は、まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

14款予備費18万1,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。高齢者生活福祉センター改修事業を130万円減額し、2,310万円に、保育園空調設備設置事業を150万円減額し210万円に、滝観洞観光施設整備事業を60万円減額し20万円に、町営住宅整備事業を470万円減額し1億2,440万円に、上有住地区公民館整備事業を740万円減額し2億5,370万円に、過疎地域自立促進事業を610万円減額し6,310万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 3点お伺いいたします。

まず、1点目、14ページ、2款総務費、1項総務管理費の13節使用料及び賃借料のポータルサイト利用料について、お伺いいたします。こちらはふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスも含まれているのか、お尋ねいたします。

2点目は、16ページの3款民生費、1項社会福祉費、18節負担金補助金及び交付金の光熱費支援給付金について、お尋ねします。こちらはコロナ感染症対策において、先月決まりました全世帯に光熱費を1万円支給する、給付するといったものかと思われま。こちらに追加もう1万円というふうにお見受けいたしますが、そういう判断に至った経緯の部分をお尋ねいたします。

3点目は、17ページ、3款民生費、2項児童福祉費、18節の負担金補助及び交付金の放課後児童クラブ運営費補助金について、お尋ねいたします。こちらは370万円ほど減額補正ということに見受けられますが、こちらの減額に至った経緯と現在の放課後児童クラブさんにおける運営の状況、現場の状況のお話を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、水野議員の御質問の1点目、ポータルサイ

トの中で、ふるさとチョイスが含まれているかどうかという御質問にお答えいたします。

本町では、主にふるさとチョイスを活用させていただいておりますので、ふるさとチョイスが含まれているものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 私からは2点目の光熱費支援給付金について、増額の理由について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が、全国的、または岩手県においても、感染が拡大しております。このことから、ますますの外出自粛が必要になるというふうと考えられることから、できる限りの家計への支援ということで、今回増額しようとするものであります。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） それでは、3点目の放課後児童クラブ運営費補助金について、お答えいたします。

減額の経緯は、当初平日から土曜日まで2か所、ふれあい館と改善センターで開設する予定としておりましたが、土曜日につきまして、希望する人数が少なかったため、ふれあい館1か所となったものです。それから障害児も受入れしようということで、その分の加算も予定していたんですが、障害児の利用がなかったため、その2点について減額ということになったものであります。

それから、現在の状況ですが、50人弱の児童で平日はその2か所で運営されておりますし、それから感染症対策を取りながら、運営に当たっているという状況であります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） では、再質問いたします。

まず、1点目のポータルサイト利用料、ふるさと納税のポータルサイトについて、伺います。

住田町では、まずふるさとチョイスさんというホームページを、ふるさと納税の受付の窓口ということで、利用されているということですが、こちらの新たなポータルサイトの増加、ふるさとチョイスさんのほかにも様々あるんですけれども、そういった窓口の増加という部分は、現在どのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

では、2点目、光熱費支援給付金についてですけども、こちらでもまずさらなる増額ということで、対応とのことあります。ただ、まず今回のこの補正で全体的には減額補正というふうなことになっているんですけれども、さらなる給付額の増額ですとか、またその機を見

計らっての対応という部分まで、拡大のお考えはありませんでしょうか。そちら確認させていただきたいと思います。

3点目の放課後児童クラブについてなんですけれども、まず土曜日の開催が縮小されているということなんです。現場でのそういった人員対応ですとか、施設のそういった感染症の部分での対応ということで、費用は問題ないということで、運営されているということで、よろしいでしょうか。その点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうからは、1点目のポータルサイトの部分と2点目の支援の部分ですかね、そちらの分についてお答えいたします。

まず1点目のポータルサイトにつきましては、コマーシャルなどでもやっていますように、通常であれば、ふるさとチョイスも当初大きいサイト、扱いをしているところでもございましたし、今では「ふるなび」であるとか、「さとふる」といったところが、主なところというふうにありますし、ほかに楽天系であるとか、何種類か取扱いをいただいているサイトがございます。その中で、今年の10月からはうちのほうでは、JREというポータルサイトも併せて取扱いをしていただくことにしております。

それで、御質問のとおり、ほかのサイトの利用につきましても、現在検討している段階で、ある程度情報収集したり、交渉というか相談、検討といったところも進めているところがございますので、内容が整い次第、活用できるようであればしたいというふうに考えてございます。

で、2点目の新型コロナウイルス感染対策ということで、今回光熱費の増額ということにはなりますが、こちらのほうの財源の活用が県の支援金、補助金ということを活用を主にしております。全体で減額の補正ということで、さらなる費用を捻出できないかということではございますが、コロナ対策の主な対策の財源というものは国の交付金であったり、県の補助金というものを、およそ活用させていただいているといったところを踏まえまして、そちらのほうの財源を活用した内容を中心にしてるといったところで、御理解いただければと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） それでは、3点目の放課後児童クラブについてであります。コロナ対応ということで、やはりどの現場でも負担は増えているかと思っております。それにつま

しては、教育委員会でもバックアップできる部分は連携を取りながら、連絡を密に取りながら、やっているところであります。それからそういった中で、補助金のほかにもできることがあれば、対応しているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） では、1点目最後の質問をお伺いいたします。

ふるさと納税に関してなんですけれども、前月岩手日報のほうで、県内のほかの市町村さんのふるさと納税の取組が載せられている記事がありました。そちらによりますと、昨年度、令和元年度までの4年間で、寄附額が低迷してるという流れの中で、今年度は新たにふるさと納税の品目を倍増するですとか、窓口を増やすといった取組によって、過去最高額の見込みになるぐらい、成果が出ているといったお話が県内であるようです。

で、そちらを受けて、やはりこれから住田町としても、このふるさと納税というのは、自主財源確保の上で、非常に重要な部分になるだろうと見ております。私もこのふるさとチョイスさんのサイトを拝見しますと、非常に見るたびに品目が増えたりですとか、新たな商品の紹介があったり、そしてまた全国各地からの利用者の方々の励ましの言葉ですとか、応援の言葉、そういったコメントも、年々非常にこのコロナ禍というのもあったかと思うんですが、増えておりました。ぜひ、こちら積極的に拡大、そして推進のほうに取り組んでいただければと考えるところであります。

2点目の光熱費支援ということなんですけれども、非常にこのコロナにおいて、現在国内、そしてまた住田町においても、いずれ経済的な打撃、影響というのは、確実にあるだろうかという見通しがあるところであります。いろいろこの財源の部分で、調整というのは厳しいものもあるかと思うんですが、できる限りの町民、住民に対する支援という視点を念頭に置きながら、引き続きできる限りの財政措置、予算措置ということで、取り組んでいただければと思います。

3点目の放課後児童クラブであります。こちらなかなかコロナということで、状況が目まぐるしい部分もありますけれども、やはり子供たちの安全ですとか、サービスの低下につながらないような予算対応、当局の対応ということをお願いいたします。

では、1点目だけ答弁、最後いただきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、1点目の寄附の関係になりますけれども、今の御質問のとおり、うちのほうとしても大切な自主財源、こちらのほうをどんどん増やしていき

たいというのは同じ思いでございます。それで今までも返礼品に関して言えば、品数が増えるごとに寄附の件数であったりとか、金額が増えてきているということもでございます。ぜひ、町のそれぞれ取り扱っている事業者の皆様には、積極的に取扱いの希望というか、要望を出していただければありがたいと思いますし、それで宣伝または事業者の収入にもつながる格好になりますので、ぜひそちらのほうもお願いしたいというふうを考えてございますし、先ほど来御質問のあったとおり、サイトの活用についても、今後も検討して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点、伺います。

1 3ページ、2款総務費、1項総務管理費の6目企画費の7節報償費について伺います。

主にどんな研修とか、講演会がなくなったのか、その内容について伺いたいと思います。

2点目です。1 6ページ、3款民生費、1項社会福祉費の5目交通対策費、これが20万円増額になっております。これ乗り合いバス運行維持支援金というふうに書いてありますけれども、どこに支援するのか、またどの路線に対してなのか、伺いたいと思います。

3点目です。2 2ページから2 3ページにかけてのところですね。1 0款教育費、5項社会教育費、2目公民会費の次のページの2 3ページになって、1 4節の工事請負費ですね。

こちら新築と解体2項目あります。それぞれ工事ができなくなってこういうことなのか、それとも安く済んだのか。または二つありますので、いろいろあると思うんですけども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうから1点目の企画費の中の講師謝礼の部分について、御説明いたします。

対象としておりました研修であるとか、会議というものは、AI、RPAといった制度の研修がございますし、あと町家の蔵の改修等々、あと住宅計画等々の研修ということで、計画していたものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 私からは2点目の乗り合いバス運行維持支援金について、御説明いたします。

まず、どこにということではありますが、今回岩手県交通株式会社より、支援の要請がありまして、2市1町で足並みをそろえて、支援をしていくということで、今回の補正予算の要求ということになってございます。どの路線かということで、気仙管内、様々な路線あるわけですけれども、その中で国、あるいは市町村から特に支援を受けていない路線、4路線ございまして、それについて支援をするということにしておりますけれども、住田町としては、盛岡大船渡線、1路線についてのバスの維持についての支援をするということになってございます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 3点目の上有住地区公民館の新築工事、それから解体工事の部分について、お答えいたします。

大きくは、解体工事の入札残ということになるわけですが、一部新築工事のほうに予算を流用してございます。その内容につきましては、解体工事で行う見込みでありました一部の土木工事、掘削、埋め戻し等を、新築工事で行ったほうがより合理的に施行することができますし、それからかつコストの低減にもつながるという判断の下、節内で流用ということで、二つの工事名が載った上での減額ということになるものであります。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） ありがとうございます。では、1点目と2点目について伺います。

1点目について、A IとかR P Aとか町屋の蔵、それから住宅計画というようなものがなくなつたということなんで、業務への影響というか、町の役場の業務に対する影響、また町民生活への影響等あったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、2点目についてです。これは今年だけのコロナ対策としてのものなのかどうか、ということをもう一度確認したいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、1点目の研修等々の影響について御説明いたします。

今回の研修等を取りやめた理由というのは、新型コロナウイルスの関係で、講師等を遠くから招いたりとか、そういったことが出来かねるという判断の下で、中止したものですので、全体的に影響があるかといえ、そのとおりでございますが、これはあくまでのこの研修ができなかったことだけの部分ではないというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回の支援ですけれども、今回は岩手県交通のほうから支援の要請があって、2市1町で相談したという経緯がありますが、今のところ今回の支援だけということで考えておりますが、今後もコロナの影響が続くということであれば、また様々相談することもあるかとは思っています。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは1点だけ。2点目について伺います。

盛岡大船渡線ですから、住田町と大船渡市を通るわけです。で、住田町で20万円ということですが、大船渡市では幾ら出すというような形なのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回は支援を必要とする路線が、けせんライナー、釜石から池袋、それから大船渡仙台線、大船渡から仙台、先ほど言いました盛岡大船渡線は大船渡から盛岡、それからもう一つ一関大船渡線、これも大船渡から一関ということで、大船渡市は4路線全てに関係してございます。住田町は1路線で20万円、1台ですが、大船渡市は4路線で80万円ということになっています。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点、お願いいたします。

最初は16ページの、先ほども1番議員から出ました光熱費支援給付金について、お伺いいたします。

申請方法のほうなんですけれども、今回倍額になったということで、加算金のほうもまず倍額になると思うんですが、この中で33万円以下の非課税世帯には加算金ができるということなんです、どの程度を見ているのか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 加算金の世帯数ということでしょうか。一応予算で見込んでございますのは、600世帯を見込んでございます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 私が思うに、皆さん申告はしているわけですから、それに基づいて今

年度の町民税が税金として徴収されているわけですが、非課税の世帯はそのとおりあると思うんですね。だから、そういう状況を見ますと、あえてこの65歳以上の非課税の世帯を申請する必要があるのかという点について、どうなんでしょうかという。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） この事業を行うに当たって、勝手に個人の情報を見るということはないので、必ず申請、そして申請の中には所得を確認することの了解の文面も入ってございます。それがないと確認はできないということになります。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 普通に解釈すれば、そういう手続が必要なんだろうけれども、大体そういう人で高齢者で所得がない方々は、そもそも申告してないわけなんですよ、たしか。申告する必要がないというふうに、町のほうで捉えてるはずなんです。そう解釈していますが、そこは間違っているのかな。

だから、自分がどうだかということも、申請しなければ駄目だということがあんだけれども、その辺のやつのことを捉えれば、あえて確認しなくても非課税世帯は分かるわけですから、そういう方々には何も申請しなくてもちゃんと加算金が行くというのが、本来の姿なのかなと思いますが、お願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 65歳以上に限らず、申告が不必要だということはございません。基本的に年金受給者等といったような限られた中で、申告をしなくても年金の収入等によって、課税しますといったような制度上、申告の必要がないという方はおられますが、申告する必要がないということではございませんので、そうしますと、それぞれの個人情報というものが必ず存在します。そういったものについて、やはり税以外のものに使用する場合は、個人の上承を得ないといけないということから、今回のそういった措置になってございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 3点についてお伺いいたします。

14ページになりますが、2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費、それで12節の委託料、RPA導入業務委託料、それからこれは、デジタル変革に関わりますので、地域情報通信基盤の利活用のアクションプラン、まとめて1点でさせていただきます。

まず、この件についてですが、先ほど2番議員から講師料が減額になった理由は何かということ、それぞれのそのデジタル管理についての講演とか、講師先生の分がなくなったということですが、まずはRPAはどのような業務に導入をしようとしておったのか、お聞きをいたします。

それから、その下のほうになります、応急仮設住宅の本町団地利活用基本計画策定業務委託料についてです。下有住の中上のほうもこれからのわけですが、本町の仮設住宅も今後の利活用ということで、本町団地の利活用の基本的な考え方というのは、どういうふうに今考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

3点目です。同じページの10目の地域情報通信基盤のほうの委託料、防災告知システムについて、お伺いいたします。防災行政無線の中での防災告知ということであり、それぞれ家庭のほうにこの告知端末があるわけですが、その現在は家庭の中に放送が流れてきて、録音もできるというふうな機能になっておりますけれども、この告知端末にはいろいろな機能があると思います。

例えば、行政区ごとに域内の電話機能もあります。それから告知放送もありましたし、それから応答の確認、あるいは通知ボタンというのがありまして、例えば福祉のところでは元気ですかというふうな問いがあったときに、ボタンを押して私は元気ですよ、というふうに答えるような、そういう機能も備わっているわけです。今の防災告知端末を今後どのように生かすのか、今行われているその機能というのは、どういうことなのか、御返事をお願いしたいと思います。

以上、3点です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうから3点について御説明いたします。

最初の企画費のRPA業務とアクションプランの部分になります。RPAの業務につきましては、先ほどもAI、RPAの講師を招いて勉強会ということを予定していたことを取りやめましてと御説明いたしましたが、その検討会であったり、勉強会の中でどういったものが、住田町の中でRPAという業務に適するものかということ、検討する予定でございました。そちらの中でということなので、特にこれと決めた業務ではないということで、御理解いただければと思います。

アクションプランの部分につきましても、一般質問のほうでも頂きました地域情報通信基盤を活用した報告書、そういった内容を今後実現というか、具現化していくためのプランと

ということで、予定しておりましたが、その・・・コロナの影響でいろんな事業者との行き来も、やり取りもできないという状況も踏まえてございますし、すぐに必要な整備かといったところでも、検討がまだまだ必要だといったことと、国のデジタル化の動きといったことを踏まえまして、今年度は見送って今後ということでの内容でございます。

それで、二つ目の本町団地の応急仮設住宅の跡地利活用につきましては、計画のほうを策定いただいて、その中では主に一つは震災遺構というか、今までの仮設の歴史を展示する部分が一つ、もう一つはそちらのほうで、いろんなリモートワークとか、そういったお試しができるようなところといったところで、考えているところでございます。

三つ目の防災告知の件につきましては、御質問のとおり機能についてはございますが、導入して整備した時点での機能がそれぞれございますし、応答のボタンはございますけれども、こちらは一方通行の機能となってしまうので、通知だけはできますけれども、応答はできないというような仕組みになってございます。今後の活用ということでございますけれども、いろいろ機能の活用を追加してやろうとすれば、かなり高額な仕組みの整備であったりとか、委託といったところが考えられますので、現状のサービスの内容で継続していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） RPAあるいは、その情報通信のその利活用アクションプランということで、ちょうど今国のほうでも国のデジタル変革に向けて、動き出しているということで、様子を見ながらということで、逆に言えばRPAとかで、今最近いろいろネットとか見ますと、幻滅期に入ったというふうに記事もあります。要するに失望したということです。

それは、なぜ失望したかということ、結局その導入したい自治体と入れたいメーカーさんのほうでのミスマッチなんですよ。で、自治体のほうでは、RPAを導入すると、もう魔法みたいな感じで、ツールだということで、全て解決するんだというふうに勘違いする部分があって、で業者さんのほうは、総務省のほうの補助金がありますから、それをセットでどうぞ、どうぞと来ると。そういう中で、いろんなミスマッチが発生してるというのが現状です。ですから、その辺も踏まえて、いろいろな自治体のほうの様子も見ながら、進めていただければなというふうに思います。その辺のところも、今後検討していただければというふうに思います。

それから、本町の仮設住宅についてですが、震災の遺構ということと、リモートワークで

の活用を考えていると。特に住田町の場合はレガシーといいますかね、町内に残る唯一のレガシーということでの、東日本大震災をどのように住田町でも取り組んできたかと、後方支援という意味では、大きいかと思しますので、いずれ特にレガシーについては十分に検討して、やっていただきたいなというふうに思います。

防災行政無線についてですが、それで防災無線の使い方というので、いろいろまだあると思うんですね。確かに応答機能を追加しますと、使用料も増えるとか、双方向になるということですので、そういうことも考えられると思います。ならば、今ある機能を、例えば告知端末で行政区ごとに連絡が可能なのですね。あるいはマストのところからも、可能ですので、その辺の住民への周知をもう少し図っていただきたいなというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 1点目の業務の進め方については、そのとおりだと思いますので、今後ミスマッチとか、そういったことがないように、慎重に内容を検討していきたいと思えます。

2点目の団地の利活用につきましても、そのとおりレガシーと、あと先ほどですが、職業の学ぶ機会といったところも踏まえて、取り組みたいなというふうに思っております。

3点目の防災告知の機能の利活用ということで、そのとおり電話機を使って、行政区ごとの放送というのが可能ではございますので、恐らく導入当初については、そのような周知がされていたのが、使えること自体がまだきちんと周知、もう一度したほうがいいということであれば、そのとおりしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長にお答えをいただきたいと思えます。

デジタル変革については、一般質問でもさせていただきましたが、いずれ例えばRPAであるとか、AIを導入したから、それで解決するというものではありません。デジタル変革の要するにビジョンがないと、何のためにやるのか、要するに住民の福祉のためにこれはやるということで、どういう手だてがそのためにRPAが必要なんだとか、AIが必要なんだと。そういう段階的なことが、一番基本的なことが大事ですね。ですから、私が一般質問で言いましても、デジタル最高責任者、有能な方をまず見つけていただいて、トータルの中でどういうふうにしたらいいのかと、住田町のデジタル化を。そこを考えていただければと思えます。

町長の手腕に、これにかかっているかと思しますので、その辺町長のほうの御見解をもう一度お聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 村上議員の御指摘のとおりというふうに、基本的には考えております。一般質問の部分でも導入したところ、してない自治体での差が大きいというようなお話もいただきましたけども、本日のように早々に導入すればいいということでもないという中で、やはり望むべき本当に技術者が、国内には現実的には少ないという実態に現在ございます。そういう中で、やはりその道に精通した方々等々の情報を得ながら、それが当町にとって住民にとって、どう友好的に有益に活用できるかというような部分も踏まえて、総合的にこれは取組は進めなければいけないというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問は次。

5 番、佐々木春一君。

○5 番（佐々木春一君） 13 ページですね。2 款総務費の財産管理費の中で、工事費で公共施設等個別計画策定審査員報償費が、減額になっております。規定額が示されていないので、この審査委員会が終わったものとして確認させていただきますけども、今後町の総合計画進めていく上でも、町民にもこの公共施設の在り方をしっかり示しながら、進むことが大切であると考えことから、今回のこの審査委員会での話合いの内容がどうであったか、お伺いいたします。

それから、二つ目は、19 ページの7 款の商工費の商工振興費の中での、負担金補助金に起業奨励金 300 万円減額になっております。心配されるのは、起業しようと思っておったけども、今回のコロナの影響でやりかねたという方があってはと思うことから、この減額の要因は何であったか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 公共施設の個別計画の報償の御質問にお答えをいたします。

当初大学の先生を予定をしております、審査委員会を開催する予定でございました。この業務につきましては、公共施設全体の在り方という部分を、検討する委員会ということではなくて、総務課管理分の建物の長寿命化に係る業者選定に係るものでございます。減額した理由ですけれども、そのとおりでございまして、大学の先生方の分を庁内の専門知識がある職員等で賄ったというふうなことで、開催をしておりません。それで全額減額をしております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは、2点目の商工振興費の起業奨励金の減額について、説明をいたします。

今年度、起業奨励金を受けている事業者は7社ですけれども、そちらに関しては、継続して事業を実施しております。この減額については当初予算で新規事業者を見込んでいたものが、新規事業者の申請がなかったということで、減額するものであります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 公共施設の個別計画ということで、今後公共施設の管理については、総務省等の指摘もあって、いずれ対象施設あるいは、遊休施設含めて役場の庁舎業務以外の住民が利用する施設についても点検をしながら、計画を示していくというような指導もあるやに伺っておりますので、その辺の今後の対応をどのように考えているか、お伺いいたします。

それから起業奨励金については、申請がなかったということではありますが、その申請がなかった理由の一つに、このコロナの影響で事業見込みが立たないという判断で、出さなかったのか、その他の理由であったのか、再度その辺確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 公共施設の関係でございます。公共施設につきましては、今回個別計画を策定いたしまして、長寿命化を図るということになりますけれども、具体的には、建物のどの部分を改修すればより長く使えるのかという部分を、検討していただくということになってございます。

先ほど、総務課の部分というふうな話をしておったんですけれども、各課で直接長寿命化

計画担当している部分は、各課において実施をしてもらうということで進めておりますが、それ以外の施設で、町民が関わる施設の部分についても、総務課のほうで長寿命化を進めている部分があります。議員がおっしゃるとおり、その辺の長寿命化をきちんと図れるような形で、町民がいつまでも快適に利用できる施設ということで、取り組んでいきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは2点目について、お答えいたします。

新規申請がなかった背景について、新型コロナウイルスの影響があったのかどうかという点ですけれども、こちらのほうとしては、募集期間を決めて申請の準備を進めているところですが、新しい起業奨励金をつくる事業者の情報収集には努めたところではありますけれども、相談があったという件数はございませんでした。今年度につきましては、申請をするような事業者がなかったのかなど、こちらとしては捉えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第5号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正で、補正予算による既定の歳入歳出予算の総額の変更はございません。

補正後の歳入歳出予算を第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2. 歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金13万1,000円の増は、介護給付費負担金の増であります。

5款県支出金、1項県負担金13万1,000円の減は、介護給付費負担金の減であります。

次に、歳出について説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、介護保険運営協議会委員報酬1万4,000円の減と、介護保険事務処理システム使用料1万4,000円の増であります。

2款保険給付費、1項介護等給付費は、居宅介護サービス給付費421万1,000円の減、高額介護サービス費等262万1,000円の増、特定入所者介護サービス費159万円の増であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業は、配食サービス業務委託料14万9,000円の増と、成年後見制度利用支援事業助成金14万9,000円の減であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 6ページの5款地域支援事業、その中の配食サービス業務委託料のことについてお伺いいたします。

今回のコロナ禍の中で、在宅で利用している高齢者等が、外出する機会が少なくなったということで、他の自治体でもこの配食サービスを兼ねて、見守り等の介護に結び付けるということが好評を得ているやに見ております。当町においては、コロナの影響で福祉事業所でのサービスを見合わせるということがなかったのも、通常の介護事業サービスが行われてきたと思われましても、今回配食サービスの増額に至った経緯について、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今回の配食サービス業務委託料の増額につきましては、コロナ禍による増というよりは、通常のといいますか、要介護の方々の利用が新規の利用が6件ほど増えているという部分もございますし、あとは1人当たりの利用回数も増えているというようなことがございまして、これまでの実績が増えているものですから、今後についての見込みも立てまして、補正をしているというものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回こういうコロナの状況の中で、配食サービスをしている業者との連携の中では、ただお弁当等を配るだけではなく、高齢者の状況を確認したり、見守りというふうなことも併せて、取り組むというふうなことが進められているかどうか、その辺のところを確認させていただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今おっしゃいますとおり、配食サービス、お弁当を配るだけということではなくて、見守りという大事な部分も業務の一つとして、お願いをしているところでございます。で、基本的には対面ということとか、あるいは手渡しできる物は手渡ししてというようなことで、ただ誰もいないところに玄関に置いていくというようなことがないように、お願いをしておりますし、あと気になる点等があれば、うちのほうの地域包括支援センターのほうに、直接業者さんのほうからお問合せをいただくというようなシステムになっております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 6ページ、歳出、2款保険給付費、1項介護等給付費のところ全体で伺いたいと思います。

まず、居宅介護サービスについては421万1,000円減と、高額介護サービスについては262万1,000円増と、それから特定入居者介護サービスについても159万円増ということなんですが、それぞれ全体が減ってるとか、全体が増えてるならいいんですけど、分かるんですけども、一つだけ大きく下がっていて、もう二つが増額になっているので、その辺のところを、もう少しどうしてなのかなというところを、分かりやすく教えていただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 介護等給付費の関係についてお答えをいたします。

ここの部分は、当初予算を編成する段階で、町の取組としまして、その在宅介護に重点を置きたいという部分もございましたので、そういった希望も含めまして、予算化をしていたものでございますけども、当初予算よりも施設利用者の方々が多くなっているということがございまして、居宅介護サービス給付費のほうは減額、それから逆に高額介護サービス給付費でありますとか、特定入所介護サービス費といった部分については、増額というような見込みとなっておりますので、そういった補正を組んだものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 何というんですか、サービスを利用する人が全体として多くなると、各項目がこういうふうになるということでしょうか。何かもう少し具体的でないと、分かりにくいような気がするんですが。それからこれコロナ禍の中ですので、そういう影響もあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） サービス利用者が増えれば、連動して全てが増えるわけではございません。居宅、在宅の方々の介護が増えてくれば、在宅部分が増えてございますし、施設利用者が増えれば、施設利用関係の費用が増えてくるということになりますので、あくまで平行するとか、連動するというものではございません。

で、あとはもう1点のコロナ影響によるものかどうかということですが、今回の補正については、変動につきましては、コロナの影響によるものではないというふうに認識をしております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 何というんですか、私の考えでは、もちろん項目が全部違うわけですよ。違うからそれぞれの動きが違うということ、言っていらっしゃるんだと思うんです。

けども、その中で違うとはいえ、ABCというよりはAダッシュ、Aツーダッシュみたいな感じでなってんじゃないかと思うです。そういう中で、上がっているものと下がっているがあるんで、特に高額介護サービスについてはプラス15%ぐらい、そういう変動がありますんで、そういうことも考えながら、もう少し具体的で何というんですかね、素人に分かるような感じで教えていただけるとありがたいんですが。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 高額入所者の介護サービス費につきましては、確かに増加傾向にあるということは、先ほど来申し上げているところですが、令和元年度10月に診療報酬改訂がございまして、その際に限度額というのが変わらないままで、診療報酬改訂を迎えているものですから、それ以後、高額介護サービス費が増えているという傾向にございます。で、現在ですと、大体一月当たり120件ぐらいの高額に該当する方々がございますし、あとは、その該当した方々に、きめ細やかな対応をしているつもりでございますが、申請勧奨もしてございますので、件数が増えていっているということがまず一つあります。

それから、特定入所者の介護サービス費につきましては、低所得者が介護福祉施設の入所した際の食費とか、居住費の軽減分を支給するものなんですけども、これにつきましても、先ほど来お話をしているとおり、施設に入所している方々が増えているということがございますので、ここについては連動して増えていっているということでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案5号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案5号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第6号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第6号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第1条は、総則を記載したものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正ですが、収入は既決予定額に3,000円を増額しようとするものであります。同じく支出の補正ですが、既決予定額に100万8,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の補正は、1款1項3目その他営業収益、同じく1款2項6目雑収益、同じく1款3項3目その他特別収益に、それぞれ新たに予算科目を設けることにより、既決予定額に3,000円を増額するものであります。

支出の補正は、第1款1項1目原水費及び浄水費は、修繕費等の実績見込みにより、既決予定額に100万6,000円を増額するもので、同じく1款1項2目配水費及び給水費は実績見込みにより、既決予定額に2,000円を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって議案第6号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案7号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案7号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は、総則を記載したものであります。

第2条の収益的収入及び支出の補正ですが、収入は既決予定額に4,000円を増額しようとするものであります。同じく支出は、既決予定額に55万9,000円を増額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の補正ですが、支出は既決予定額に601万2,000円を増額するものとし、その補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の補正は、1 款 1 項 4 目その他営業収益、同じく 1 款 2 項 6 目雑収益、同じく 1 款 3 項 2 目過年度損益修正益及び 3 目その他特別利益に、それぞれ新たに予算科目を設けることにより、既決予定額に 4, 0 0 0 円を増額するものであります。

支出の補正は、1 款 1 項 2 目処理場施設管理費及び 6 目資産減耗費の実績見込みにより、既決予定額に 5 5 万 9, 0 0 0 円を増額するものであります。

次に資本的収入及び支出、支出の補正は、1 款 1 項 2 目処理場施設建設改良費の無停電電源装置更新工事に係るもので、既決予定額に 6 0 1 万 2, 0 0 0 円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案 7 号 令和 2 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

議案第 7 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって議案第 7 号 令和 2 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 8 議案第 8 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、町内の避難所敷地に防災倉庫5棟を整備しようとするものであります。

避難所関係の備品や食料等の備蓄品につきましては、現在役場倉庫に一括して保管し、災害のたびごと、町内の各避難所に職員が運んでおりましたが、今回町内の避難所敷地に防災倉庫を整備することによって、備品や備蓄品をあらかじめ、防災倉庫に保管しておくことが可能となるため、道路の寸断があった場合などにも影響を受けず、また住民への早急な供給が可能となるなど、その利便性が高まるものであります。

今回整備する防災倉庫は、断熱仕様、換気扇付きのオールアルミ製で幅4,000ミリメートル、奥行き2,400ミリメートル、高さ2,370ミリメートルのもの1棟を役場敷地に、幅2,500ミリメートル、奥行き2,400ミリメートル、高さ2,370ミリメートルのもの4棟を、社会体育館、生涯スポーツセンター、上有住地区公民館、五葉地区公民館敷地に各1棟ずつ整備をいたします。

なお、大股地区の避難所である大股地区公館につきましては、建物内に収納スペースが多くあり、建物内での収納が可能なることから、防災倉庫の整備は行わないものであります。

今回取得しようとする財産は、防災倉庫5棟で、取得予定価格は1,032万7,020円であります。取得の方法は、買入れ、相手方は県内の防災用品の取扱業者4社による入札を行った結果、岩手県陸前高田市横田町字砂子田27番地2、オフィスサービス代表及川昇氏であります。

なお、納入期限は、令和3年3月30日であります。

財産の取得につきましては、予定価格700万円以上の物は、地方自治法及び条例により、議会の議決が必要となるもので、今回取得しようとする財産は、その要件に該当することから、議会の議決を求めるものごさいます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） ちょっと聞きたいんですが、このオフィスサービスというのは、これは個人経営なのかな。それとも一つ、せめて倉庫といえば、こういうパンフレットみたいなのは必要だったなど、そう思われます。一応私も消防議会なもんだから、ある程度頭さ入れときたいなと思って、せめてパンフレットがあればなど。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） まず、買入れする業者でございますが、個人経営でございます。また、パンフレット等の添付につきましては、今後検討していきたいと考えてございます。以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） やっと防災倉庫というのが、各地区公民館とか、社会体育館とかそちらのほうに準備になるということは、非常によろしいことだと思います。そこで、防災倉庫を使用するときというのは、災害というのは昼夜を問わないわけですが、大雨のときもありますし、台風のときもあります。この倉庫には照明というものがついているのかどうか、いずれ夜間とかで使う場合に出入りとか、あるいは中の物を取り出すという意味で、真っ暗では何ともなりませんので、どのような形になっているのかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 照明についてはついてございません。当初設備として当方でも検討をいたしました。ただ、倉庫ということで敷地内に建てるわけでございますが、電気の引込みが、なかなか難しい部分もございましたし、またソーラーにするとかなり予算が高額になるという部分がありまして、今回につきましては設備を見送ったものでございます。

議員御指摘のとおり、夜間等の部分でも活動ということが出てくるかなとは思いますが。照明機器につきましては、防災倉庫という部分にとらわれなくて、避難所においても必要な物というふうに考えておりますので、その辺を鑑みながら、別途検討していきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ災害というのは、昼夜を問いませんし、多分この防災倉庫には

窓というものはないんだろうと思います。そうすると、随時そこの中は暗いということがございますから、先ほど避難所等も含めての設備用照明といいますか、考えていくということですので、ぜひそちらのほうも適宜によろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいまの説明で倉庫の構造、建設場所については説明があったわけでありまして、主なる備蓄品の関連で品質、衛生、安全がこの倉庫で保たれるのかということを若干心配いたします。断熱、換気扇が備わっているということでありまして、その点のところを再度確認させていただきます。特に備蓄品を主としてどういった物を保管するのかと、あと5か所ということで、災害の道路寸断を心配して分散と、避難所の近くという提案でありましたけれども、倉庫の構造上大きな災害等に耐え得る構造であるという判断であったのかどうか、その辺も確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） まず、倉庫でございますけれども、これにつきましては、ただ単にプレハブということではなくて、防災倉庫という専用のものでございます。よりまして、換気扇、断熱材、先ほど説明したとおりでございます。これにつきましては、備蓄品の管理がこれで大丈夫だというふうな部分で、設備がなっているものと理解してございます。

また、備蓄する物でございますけれども、避難用テント、多目的用簡易ベッド、発電機、これらを備蓄したいと考えてございますし、加えまして衛生用品、毛布、タオル、飲料水、食料類というふうな物の備蓄を考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 多種多様な備蓄品になるわけですが、この建物の倉庫の中は、そういう備蓄品の種目によって、区切られたり、保管のことができるような構造になっているものかどうか、再度確認させていただきます。また、この備蓄倉庫の利用に当たっては、直接役場の地域の担当者が利用する体制を取るのか、それとも5地区にいる担当者を置いて、非常時にそちらのほうで対応できるようなことを考えているのか、その辺のところを確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 防災倉庫の収納の関係でございますけれども、こちらを発注する

に当たりまして、専用の収納棚のほうも併せて発注してございますので、その辺はきちんと収納できるものと考えてございます。

また、防災倉庫を利用する担当というふうな部分でございますが、今年度から役場の防災の担当といたしまして、地区担当職員というのを地元職員を配置してございます。まずは、この職員が防災倉庫の部分に最初に駆けつけて、いろんな業務に当たるということで考えてございます。

また、将来的にはというふうな部分にはなりますけれども、地区公民館や自主防災組織、それらの方々と意見交換をしながら、それらの方々にも活用していただくような方向で、進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 請願審査報告 請願第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、請願審査報告、請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君）〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について。

令和2年9月8日、第9回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された令和2年度、請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和2年9月9日に当委員会を開催し、継続審査としておりました。その後12月9日に当委員会を開催し、委員全員の出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、盛岡市松尾町19-8、岩手の会商工団体連合会、会長 関沢 浄ほか6名であります。

紹介議員は、林崎幸正、佐々木信一、両議員であります。

請願の内容は、地域経済を支えている中小事業者にとって、消費税の8%、10%への二度にわたる増税は多大な負担となり、新型コロナ禍による経済の縮小は廃業、倒産に追い込むものとなっている。県民の暮らしや生業の不調から救うため、共通した緊急経済対策支援となる、消費税5%への減税を求める意見書を国に提出されたいというものであります。

委員からは、消費税増税は、社会保障と税の一体改革として実施されたもので、社会保障の財源確保としてやむを得ず、また新型コロナ禍対策で多額の財源確保が必要であり、消費税の引下げは経済社会に混乱をもたらすので、請願に反対すべきとの意見と、消費税減税は家計消費を応援し、中小事業者の負担を軽減することになり、コロナ禍が終息した後の地域経済の再建、振興に寄与するものとの賛成意見に分かれました。

委員長である私は、消費税を5%に引き下げるべきの立場で臨みましたが、全会一致による結果に至らず、評決の結果、不採択にすべきとの意見が多数であったことから、12月9日の当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

4番、佐々木信一君。

○議長（瀧本正徳君） すみません、取消しということになります。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に賛成者の発言を許します。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 新型コロナ感染拡大は、岩手県でも県民の暮らしや生業に深刻な影響を及ぼしています。この苦境から働く人たちや、中小事業者を救うために、今緊急に求められているのは、家計消費を応援し中小事業者の負担を軽減することにつながり、国民に共通した支援となる消費税5%への減税を求める請願趣旨に賛成する討論を行います。

消費税10%、コロナ禍で、町民の間でも営業や暮らしが大変になっているとの声が広がっています。すみチケの利用があるうちはよいが先行きが見えない。仕事の仕入れの額が消費税10%も大きな負担。コロナ禍の下、中小事業者の負担を軽くするため、消費税を減税してほしい。それがお客さんを増やすことにつながる。年金が減り、病院や介護の負担が増えている。消費税が社会保障に使われていない。暮らしは厳しくなるばかりで、消費税が福祉に使われていない。消費税が5%になれば随分楽になる。消費税の負担の重さを訴える切実な声が寄せられています。

今、国がすべきことは、コロナ禍の下で国民生活を下支えするとともに、中小事業者を支援するため、消費税減税を検討することです。

以上のことから、緊急経済対策に消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める請願に賛成であります。議員各位の御賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に原案に反対者の発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 請願第2号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願に反対の立場から討論いたします。

請願者の申されるとおり、5%に消費税が減額されれば、国民の負担が軽減され、中小企業等の業績も回復に向かうと思いますが、しかし将来的なことを考えますと、間もなく団塊

の世代が75歳を迎え、社会情勢が変わっていく中で、ますます社会福祉保障費の増大が見込まれております。また、この新型コロナ発生によりまして、国の予算も大幅な国債の発行に頼るものとなっております。5%の消費税でいけば、今後の国のプライマリーバランスの確立がますます遠のき、結果的に少子高齢化が進む中で、ますます若い世代への負担が強まるものと考えられます。

国では、先ほど第3次の経済対策を発表し、来年度も大きくコロナ対策を盛り込む考えであります。

以上により、消費税の5%引下げの意見書に反対する立場で、討論いたしました。議員各位の賛同を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 発言に注意願います。

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第2号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第11回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員